

香美町高齢者等住宅改造助成事業

(兵庫県人生いきいき住宅助成事業)

介護認定を受けた方や障害をお持ちのみなさんが、できるだけ住みなれた地域で長く暮らしていただくために、お住まいになっている住宅のバリアフリー化などの費用の一部を助成します。日常生活において現在支障となっている部分を解消する工事が対象となり、将来に向けての予防的な工事や老朽化を理由とする工事は対象になりません。

【対象世帯】

- ① 介護保険制度の要介護(1～5)または要支援(1～2)の認定を受けた被保険者のいる世帯
 - ② 身体障害者手帳の交付を受けており、香美町日常生活用具給付事業の対象となる者のいる世帯
- 注1 ①の世帯で住宅改修(限度額 200,000 円)を受ける場合か、②の世帯で身体障害者日常生活用具給付(限度額 200,000 円)を受け、いずれの場合も限度額(200,000 円)を超える場合が条件となります。
- 注2 生計中心者の所得税額が 7 万円を超える世帯は対象となりません。(生計中心者とは世帯※の中で最も所得のある方を指します)
- ※住民票上世帯が異なるが、住所を同じくし実質的に同一生計を営んでいる場合も同一世帯
- ※同一世帯に属していない配偶者又は子であって、対象者を税制上の控除対象配偶者又は扶養親族としている場合は同一の世帯

【補助要件】

- 対象者の身体の状態に応じた必要な改修であり、住まいの改良相談員が必要であると認めた範囲であること(※工事箇所ごとの限度額はH30 年度より廃止)
- 昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅については、簡易耐震診断を受けていること。
(未受診の場合は香美町簡易耐震診断推進事業を利用することができます。)

【補助金額】

改修に要した費用と 1,000,000 円(補助限度額)とを比較し、少ないほうの額から介護保険制度の住宅改修費限度額 200,000 円又は身体障害者日常生活用具給付限度額 200,000 円を控除した額に下記の世帯階層区分に応じたバリアフリー改修補助率を乗じた額

世帯階層区分		バリアフリー改修補助率
A	・生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む。)	3 / 3
B	・生計中心者が当該年度分市町村民税非課税の世帯	9 / 10
C	・生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税均等割のみ課税の世帯	9 / 10
D	・生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税所得割及び均等割課税の世帯	2 / 3
E	・生計中心者が前年分所得税課税の世帯 (所得税額 70,000 円を超える者を除く。)	1 / 2

【申請のための必要書類】 注) 必ず工事着工前の申請が必要です。

- 香美町高齢者等住宅改造助成事業補助金交付申請書
- 工事費見積書（工事を行う箇所毎に内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもの）
- 改修前後の状況がわかる図面
- 工事箇所の改修前の写真（撮影日を表示し台紙等に貼って提出してください。）
- 住宅改造工事承諾書（賃貸住宅等の場合）
- 世帯の課税状況が確認できる書類（町県民税納税通知書、確定申告書の写し、源泉徴収票（年末調整済みのもの）、納税証明書等）
- 住宅の建築年度が確認できる書類（建築確認通知書・検査済証、登記簿謄本、登記事項証明書、固定資産評価証明書、固定資産納税通知書等）

【申請書提出先】 香美町福祉課地域包括支援係もしくは 香美町村岡地域局又は小代地域局
TEL 0796-36-4004（直通）

【主な手続きの流れ】

事前申請（福祉課もしくは各地域局）・・・ 毎年（4月～翌年1月末）

上記必要書類をそろえて提出してください。

訪問調査及び審査（住まいの改良相談員と担当者の現地訪問）

補助金交付決定通知書の送付（福祉課から申請者の方へ）

バリアフリー改修工事の実施

完成後施工業者に費用を支払い、領収書をもらってください。

完了報告（福祉課もしくは各地域局）・・・ 毎年（2月末締切）

工事完了届、住宅改修に要した費用の領収書、請求書内訳書、工事箇所の改修後の写真などを提出してください。

交付決定・請求・補助金の支給

工事完了届に基づき交付決定を行います。交付額や振込予定日などを記載した交付額通知書を送付します。請求書を提出していただき、後日ご指定の口座に振り込みます。

